

長野広域連合「特別養護老人ホーム久米路荘(信州新町デイサービスセンター含む。)」における移管先法人の募集要項

長野広域連合

1 募集の趣旨

現在、長野広域連合では、長野地域(長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村及び飯綱町)9市町村(以下「関係市町村」という。)による共同事務として、養護老人ホーム(2施設)と特別養護老人ホーム(5施設)の設置・運営に加え、デイサービスセンター(2事業)、在宅介護支援センター(1事業)(以下総称して「高齢者福祉施設等」という。)を運営していますが、高齢者福祉施設等の収支は、経費が収入を上回る支出超過の状況にあり、不足する財源は、財政調整基金を取崩して繰入れているほか関係市町村の負担金によって補っています。

過去、老人ホーム等の高齢者福祉サービスの提供は、長野広域連合など行政が中心に担ってきましたが、簡素で効率的な行政への転換に関心が高まっている中、介護保険制度の施行から20年以上が経過し、高齢者福祉施設等の運営主体は、それぞれのサービスの目的を損なうことなく行政から社会福祉法人をはじめとする民間事業者が担い手となっており、多様なサービス提供者を選択できるようになりました。他方では、社会保障経費が増大していることに加え災害等による甚大な被害からの復興も急務となっており、関係市町村の財政状況は、一層、厳しさを増しています。

このような状況の中、長野広域連合においては、この度、改定いたしました「長野広域連合広域計画(令和3年度から令和7年度までの広域計画)」の改定作業に合わせ、有識者等による「高齢者福祉施設等在り方検討分科会」で調査・検討を行い、その報告内容を踏まえ、社会福祉法人などの民間事業者が確実に効果的な高齢者福祉施設等の運営の担い手となっていることから、長野広域連合が運営していました七二会荘(平成22年度 民間移管)、杏寿荘(平成26年度 民間移管)及び須坂荘(令和3年度 民間移管)の3施設の社会福祉法人への運営移管に加え、引き続き、長野広域連合が運営している全ての高齢者福祉施設等について、民間主体へ運営の移管を進めていくことといたしました。

以上のことから、令和3年度においては、長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等のうち特別養護老人ホーム久米路荘及び信州新町デイサービスセンター(以下「久米路荘等」という。)を対象に、社会福祉法人の持つ機能を活かし、現在のサービスの維持とより質の高いサービスの提供、また、地域の福祉ニーズに対する柔軟かつ積極的な取り組みや新たな福祉サービスへの取り組みなどが期待できる移管先法人を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 特別養護老人ホーム久米路荘

<施設全体の概要：設置年月日・入所定員等>

施設名 (所在地)	設置年月日 (建築年月日)	入所定員	敷地面積 (所有者)	建物 (延床面積)
特別養護老人ホーム 久米路荘 (長野市信州新町日原東 2186 番地 1)	昭和 50 年 4 月 28 日 (平成 11 年 4 月 1 日)	84 人 併設短期入所 16 人 計 100 人	借地 22,585.34 m ² (長野市)	鉄筋コンクリート造 平屋建(4,330.00 m ²)

<居室等の概要：居室・食堂等>

項目	内 容
①居室	4 人部屋：17 室 1 室当たり 47.23 m ² 2 人部屋：2 室 1 室当たり 32.5 m ² 1 人部屋：28 室 1 室当たり 14.32 m ²
②静養室	1 室 26.20 m ²
③食堂	1 室 221.00 m ²
④機能回復訓練室	1 室 234.00 m ²
⑤家族同伴室	1 室 61.00 m ²
⑥ボランティア研修室	1 室 110.00 m ²
⑦理髪室	1 室 20.00 m ²
⑧他の設備	スプリンクラー設置、非常用発電設備有
⑨その他	調理業務外部委託(日清医療食品株式会社)

(2) 通所介護事業所 信州新町デイサービスセンター（併設施設）

<施設全体の概要：設置年月日・利用定員等>

事業所名 (所在地)	設置年月日 (建築年月日)	利用定員	建物 (延床面積)
通所介護事業所 信州新町デイサービスセ ンター (長野市信州新町日原東 2186 番地 1)	平成 11 年 4 月 1 日 (平成 11 年 4 月 1 日)	30 人	鉄筋コンクリート造 平屋建(車庫含む。 1,027,22 m ²)

<設備の概要：食堂・浴室等>

項目	内 容
①食堂	1 室 221.00 m ²
②機能回復訓練室	1 室 234.00 m ²
③一般浴室	1 室 221.00 m ²
④特殊浴室	1 室 234.00 m ²
⑤その他	調理業務外部委託(日清医療食品株式会社)

3 応募資格

特別養護老人ホームを運営している、あるいは、運営しようとする社会福祉法人、又は、当該移管施設を運営するために社会福祉法人を新たに設立する団体とします。

ただし、法人等又は、法人の理事長もしくは代表権者（予定者）が次に該当する場合は、応募申請者となることができません。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び同条第 6 号に

掲げる暴力団員

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札等の参加を制限されている者

ウ 国税及び地方税を滞納している者

エ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）により指定してはならないとされている者

オ 成年被後見人若しくは被保佐人

カ 法人管轄庁から、必要な措置の命令、業務の停止命令、役員の解職勧告、又は解散命令を受けている者

キ その他明らかに移管先法人として不相当と認められる者

4 移管日

令和 5 年 4 月 1 日

5 移管先法人決定までの日程等

項目・内容	期間・期日等	時間	備考 (場所・提出先・問い合わせ先等)
(1) 募集要項の配布	令和 3 年 8 月 6 日(金) ～ 8 月 16 日(月)	午前 9 時～午後 5 時	<配布場所> 長野市松岡二丁目 42 番 1 号 長野広域連合事務局福祉課
(2) 応募希望者説明会 及び施設見学の申込	令和 3 年 8 月 6 日(金) ～ 8 月 16 日(月)	<申込期限>【必着】 8 月 16 日(月)午後 5 時	<申込先> 長野市松岡二丁目 42 番 1 号 長野広域連合事務局福祉課(郵送可) ※参加申込書(様式 1)によります。
(3) 応募希望者説明会 及び施設見学	令和 3 年 8 月 17 日(火)	午前 10 時～午前 11 時	<説明会場所> 特別養護老人ホーム久米路荘 ※ 1 法人等 3 名以内とし、配布した 募集要項を持参することとします。 なお、 <u>説明会及び施設見学に参加され ない場合は、移管先法人の選定対 象とならない</u> ので、必ず参加するこ ととします。
(4) 募集要項等に関する 質問の受付	令和 3 年 8 月 17 日(火) ～ 8 月 23 日(月)	この期間、随時	<提出先> 長野広域連合事務局福祉課(e-mail 又は FAX 可) ※質問書(様式 2)によります。
(5) 募集要項等に関する 質問の回答	令和 3 年 8 月 24 日(火) ～ 8 月 31 日(火)		※質問に対する回答は、8 月 31 日 (火)にすべての説明会参加法人等に 文書(様式 3)で通知(郵送又は e-mail)します。ただし、募集要項 等に誤り等があり応募申請に影響が ある場合は、必要に応じて回答しま す。

項目・内容	期間・期日等	時 間	備 考 (場所・提出先・問い合わせ先等)
(6) 応募申請書の受付	令和3年9月6日(月) ～9月10日(金)	午前9時～午後5時	※応募申請書の受付・提出等 ①応募申請書受付 受付最終日(9月10日)午後5時 到着分まで ②提出 申請書提出の際、必ず電話で連絡 の上、直接持参することとします。 ③提出先 長野市松岡二丁目42番1号 長野広域連合事務局福祉課 ④申請書 申請書類(様式5～9)及び添 付書類を提出することとしま す。 ⑤提出部数 17部【正本1部・副本(写し)16部】 申請書正本に代表者印を押印す ることとします。
(7) 応募申請者のプレ ゼンテーション	令和3年10月中旬		別途、応募申請者宛に郵送にて通知 します。
(8) 移管先の決定	令和3年11月中旬		以下の「7 移管先法人の選定等」の とおりです。

6 応募に関する問い合わせ先

長野市松岡二丁目42番1号 長野広域連合事務局福祉課

電話：(026)213-5210 F A X：(026)213-5221 e-mail：sisetsu@area-nagano.jp

7 移管先法人の選定等

- (1) 久米路荘等運営移管先選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、選定に当たって書類審査、プレゼンテーション等を実施し、移管先候補者を選定します。
- (2) 長野広域連合理事会は、選定委員会からの選定結果の報告を受けて、移管先法人等を決定します。なお、選定の決定結果を当該法人等に対して郵送により通知します。また、選定結果に関する異議は、一切受け付けませんので、ご了承願います。

8 移管に伴う条件

(1) 移管条件

- ア 施設の名称は、「久米路荘」及び「信州新町デイサービスセンター」とします。
- イ できる限り居宅介護支援事業(利用予定人数35人)を継続することとします。
- ウ 通所介護事業所業務を継続することとします。
- エ 家族会は、継続設置することとします。
- オ 移管前、概ね1年間を引継ぎ期間とします。
- カ 移管先法人は、長野広域連合(以下「広域連合」という。)と協議の上、移管計画を策定することとします。
- キ 移管先法人は、広域連合と協議の上、引継ぎに必要な期間、当該法人から複数の

職員を久米路荘等へ出向することとします。

ク 引継ぎに伴い発生する負担は、広域連合の責めに帰する場合を除き、すべて移管先法人が負うこととします。

ケ 移管先法人は、地域の施設として地域住民との連携を図るとともに、地域に配慮した運営を行うこととします。

コ 施設利用者の家族・移管先法人・地域住民代表・施設所在市町村(長野市)・広域連合で構成する五者懇談会を設置し、運営移管計画等について協議します。

なお、運営の移管後は、移管先法人が五者懇談会を主催することとし、移管後の最低3年間は、移管協定事項及び介護サービス内容の確認と必要な改善指導を行います。

サ 移管先法人は、移管後の介護サービス内容等について、専門機関に依頼し、「長野県 福祉サービス第三者評価」等を実施し、その結果を公表するとともに、五者懇談会にも情報提供を行うこととします。

シ 久米路荘等において雇用している会計年度任用職員については、移管に際して施設運営を円滑に移管する観点から、本人の意向を踏まえ、引き続き移管先法人で雇用することとします。

また、雇用条件として、正規職員で雇用する者以外は、広域連合の会計年度任用職員の雇用条件を最低条件とすることを原則とします。

ス 広域連合の正規職員のうち、移管先法人への就職希望がある場合には、広域連合から移管先法人に対し、その雇用について配慮をお願いすることとします。

セ 移管先法人及び広域連合ともに、移管が円滑に進められるように協議します。

ソ 移管先法人は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく広域連合正規職員の派遣について、広域連合との協議により、受け入れることとします。

なお、正規職員の派遣は、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民生活の向上等の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。

タ 移管時に運用財産として、久米路荘等の年間事業計画費の12分の3以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有することを証明できることとします。

チ 食費・居住費及び日常生活費等については、現施設の負担基準を維持し入所者から支払いを受けることとします。

(2) 移管の対象となる財産の取扱い

ア 施設の土地は、長野市から貸借しており、移管先法人は、長野市との間で、移管の日から20年間を期間とする賃貸借契約、又は譲渡契約を締結することとします。

イ 施設の建物・備品は、移管先法人に対し、現状のまま、広域連合及び長野市が無償譲渡します。

ただし、賃貸借契約により使用している物品は除くこととします。

ウ 借用、又は取得した土地、建物及び備品等は、移管の日から 20 年の間は、久米路荘等の運営目的に使用することとし、やむを得ず他の目的に使用しようとする場合は、事前に計画等の詳細を記載した文書を提出、協議し、広域連合の所定の手続きを経て、承認を得ることとします。

エ 借用、又は取得した土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用の一切は、移管先法人の負担とします。

オ 建物は、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)の適用を受けます。

(3) 土地賃借料又は土地譲渡額

ア 土地に係る賃借料は、長野市が毎年算出する固定資産評価額に 100 分の 4 を乗じた額とします(令和 3 年 1 月 1 日現在参考額：年額 4,552,783 円)。

ただし、賃貸借契約に係る経費その他の経費は、移管先法人が別に負担をすることとします。

イ 土地に係る譲渡額は、長野市市有財産評価委員会が適正と評価する金額とします。

ただし、売買契約に係る経費その他の経費は、移管先法人が別に負担をすることとします。

9 留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会委員、本件業務に従事する広域連合職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。

なお、接触の事実が判明した場合には、選定委員会の判断により失格となる場合があります。

(2) 不正行為

手続において、公平な手続を妨げた者及び不正な利益を得るために通謀した者は、失格となります。

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

(4) 重複提出の禁止

応募は、一法人につき一提出とし、複数の提出はできません。

(5) 提出書類の内容変更

提出された書類の内容を変更することはできません(軽易なものを除く)。

(6) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(7) 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式 4)を提出するようになります。

(8) 費用の負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

10 契約

(1) 広域連合は、移管先に決定した法人等と移管に係る協議を行い、円滑な引継ぎのための基本協定書及び協議内容等の遵守・確保のための移管協定書を締結します。

また、久米路荘等の建物・備品を移管先法人に譲渡するため、関係市町村の議会において、財産処分の議決を経た後、広域連合及び長野市と財産譲渡契約を締結することとなります。

(2) 契約（本要項、応募書類その他関係書類を含む。）の内容に違反する行為を認めた場合、広域連合は移管先法人に是正を求めることとし、従わない場合は、移管に関する契約の全部又は一部を解除することがあります。その場合、原状回復及び損害の賠償等を求めることがあります。

(3) 移管先法人が自己都合又は行政処分等により事業を中止する場合、広域連合は移管に関する契約の全部又は一部を解除することがあります。その場合、原状回復及び損害の賠償等を求めることがあります。

11 その他

(1) 移管に当たって広域連合と締結する各協定契約条項等については、誠実に履行することとします。

(2) この要項に掲げた日時、場所等は、事情により変更になる場合があります。

(3) 移管に直接起因する経費等の負担については、明示の規定がない限り原則として移管先法人の負担となります。

(4) 関係法令等の趣旨を理解し、厳守すること。また、法令等の解釈に疑義が生じた場合は、広域連合と協議することとします。

(5) 法令等が改正された場合は、改正後の規定を適用することとするが、施設の運営に影響を及ぼす事項や選択的適用となる事項については、あらかじめ広域連合と協議することとします。

(6) 久米路荘等に関する以下の資料を提供します。

ア 平成 30 年度、令和元年度決算、令和 2 年度決算見込み

イ 令和 3 年度予算

ウ 会計年度任用職員の雇用実態

エ 入所者の日常生活の状況

オ 備品一覧表

カ 賃貸借物品一覧表

キ 平面図

ク 介護度別入所者状況(過去 3 年)

ケ デイサービスセンターの利用者状況(過去 3 年)